

平成25年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成25年9月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に挙げさせていただきましたのは、ことし初めて町が取り組まれました夏季閉庁の問題です。

私は、直接住民とかかわる市町村にとっては、この閉庁という問題についてはとても慎重に考えなければならないというふうに考えております。この閉庁をする前に、滋賀県庁の取り組みなども出されておりましたし、もちろん、昨年度、奈良県庁の取り組みもございました。

滋賀県庁では、まあ直接住民と接するというのが県庁の場合少ないですから、その閉庁による効果というのは230万、220万から230万の削減の効果があるというふうなこともテレビで報道されているのを見てまいりました。

総務委員会のほうでもこの閉庁についての評価について、閉会中の委員会でご報告もされているというふうに委員長報告なども聞いておりましたし、私も一定町が評価をし、住民にも理解を求めていることができるというふうな自己評価をされているということの中で、あえて私は、今後の問題もございしますので、この質問を取り上げさせていただきます。

私は、住民の皆さんにご不便をかけてまで町がやらなければならない問題だったのか、看板がかかって、看板が立ててあって、その看板を見て帰ってしまわれた住民さんもいらっしゃると思います。そして、高齢者の方たちにとっては、平日はいつも役場ってというのは開いているものだと思ってごみ袋を買いに来たりいろいろ、私も19、20日、ちょっと状況を見に来させていただいておりましたので、そういう状況がございました。

そういう中で、町は一定説明、報告などもされているとは思っておりますが、その効果から見てきたものというものについて、再度確認をさせていただきたいというふう

に思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 今回行いました夏季一斉閉庁の、まず趣旨につきましては、近年の猛暑や原子力発電所の部分的な稼働等により、電力供給は決して余力のある状況ではなく、一層の節電対策に取り組む必要があるということ。それから、本庁舎におきましてはISOの取り組みの中で、照明の間引き、あるいは空調の温度管理の徹底など日頃から節電対策を行っておりますが、それがひいてはCO₂の削減になっているわけですが、地球温暖化対策の一環としてさらなる取り組みが必要であるということから、夏季休暇を一斉取得することによって本庁舎等を閉庁し、さらに節電並びにCO₂削減効果を高めようとしたもので、夏季におけます消費電力ピーク時の節電対策を行うため、電力需要の急激な増加が見込まれる盆明けの8月の19日とそれから20日の2日間に本庁舎とそれから水道庁舎の閉庁をしたものでございます。

また、この近隣におきましては、生駒市が平成23年度から夏季一斉閉庁を実施をされておられます。その取り組みが非常に効果があるということで、テレビでありますとか新聞等のマスコミに取り上げておりました。それにあわせて、本庁の取り組みもあわせて紹介がされていまして、本町の住民の方のみならず、幅広い方々に対する注意喚起あるいは意識の向上につながっているものというふうに考えております。

今回のこの閉庁の効果といたしましては、19日と20日の2日間で1,485キロワットアワーの使用電力を削減することができまして、昨年8月期の使用電力量の約3.1%に相当をしておるとい状況でございます。

地球温暖化防止の取り組みを推進していくためには、節電等さまざまなCO₂削減の取り組みが必要であると考えております。それにはまず、自治体が率先して夏季一斉閉庁を行うことによって、住民の方あるいは事業者の皆さまに節電対策並びに節電意識の向上を呼びかけていく必要があると考えております。

それに倣って、会社であるとか住民の方のご家庭で実践をしていただくことが必要であると、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁の中で、生駒市さんのことが言われておりました。

生駒市さんは、平成23年度から行われ、24年、25年と3年目になると思うんです。それにはとても私は計画性みたいなものを、生駒市さんの計画性みたいなものを感

じられるところなんです。

昨年であれば計画停電が言われる中で、じゃあ、どうしようかというような状況もあったと思いますが、ことしは特別そういう問題も示されていなかった中であって、なぜことしから始めたのかなというのも、少し私は疑問を感じておりましたのですが、去年、計画停電が言われる中で他の自治体で行われていたというような状況がございましたら、紹介してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 本年度に奈良県下でこのような夏季一斉閉庁を行った市町村、先ほど申しあげました生駒市と、それから本町の1市1町でございます。

特に、生駒市の関係では、夏の節電対策ということで生駒節電プロジェクトということで、公共施設での節電に加えて。

（「去年を聞いてるんやから」と呼ぶ者あり）

○総務部長（乾 善亮君） 失礼しました。

昨年24年度につきましては、生駒市と、それから香芝市、それから橿原市のこの3市でございます。奈良県も当然実施をされておられますけど、3市がこのような取り組みをされていたということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ところが、去年取り組まれた、先ほど言いましたように計画停電の問題があったり、いろいろ言われている中で、去年、香芝市や橿原市が取り組んだと。

でも、去年取り組んだけれどもことしは取り組んでおられないという状況の中であって、なぜ斑鳩町はことしだったのかってというのが、私はとてもわかりにくいんですね。何か思いつきのような、そして6月の担当常任委員会で報告がなされて、私たちも、ええ、そんなことするんやみたいなことで、住民さんへの周知の期間も短かったのではないかなというふうに感じてます。

去年の時点でばたばたとされたんだったら、計画停電などが言われる中で、ちょっと準備不足の中でも香芝市さんや橿原市さんみたいにやっていったというのであれば理解はできるんですけども、1年間あったのに、なのにそういう方向性についても直近の委員会で報告され、そしてどうも準備不足、その上、職員の休暇の減らしてしまうという問題までついてきているような、思いつきであったり職員に非常に困難を強いるような状況であったのではないかなというふうに、私は感じております。

この流れを見る中で、私はいかにも、このCO₂削減、節電という問題についても、とてもトップダウンの考え方で、トップが決めて、下へやれと。下は言われたら仕方がないからやらなければならないみたいな、私はそういう印象が、すごく受けるんです。

これは、いろいろな施策、私、5期目になります、議員をさせていただきましてずっと見てる中で、今までにも提案はいろいろしてきましたけれども、どうもトップダウンの傾向が強過ぎるというふうに思っております。私はもっとボトムアップ、下の意見も吸収をしながら、直接住民と接している、そして直接いろいろな団体さんとも接している職員たちのいろいろな発想、いろいろな政策立案、こういうものを吸収しながら職員のやる気を出させて、そしていろいろなものをつくり上げていく、みんなの力を集めて作り上げていく政策、施策、こういうものが斑鳩町にとっては重要だと考えておりますが、今回の夏季閉庁については、とてもトップダウンにしか私は見えないというふうな思いを持っているところです。

生駒市さんの取り組み方を見てましたら、これ、平成23年からやってきはりました。京都議定書CO₂削減、2012年の末までに6%の削減というのが京都議定書の目標なんですね。これがあるから、これに追いつけてないから、じゃあ頑張ろうということ、これより先に取り組まれた生駒市さんは計画的にいろいろやられてるんだらうというふうに、私は感じております。けれども、斑鳩町はどうもいろいろ調べさせていただきましたが、CO₂削減について特段数値目標もなく、計画といってもこういうふうに数値をこういうふうにしていこうという、明確なわかりやすい、そういう目標を掲げてやっているわけではないというふうに私は思っております。

ですからもう少し、やるのであればそういう住民さんに迷惑をかけない形、そして職員に無理なことを強いることのないような形、こういう形でやっていっていただけたらなど。職員さんからもいろいろな意見を聞きながらやっていっていただけたらなというふうに思っておりますけれども。

そして、評価の中では、2日間で1,485キロワット、昨年8月期の使用電力量の3.1%を削減できましたということでしたが、私はこの一斉閉庁に若干の疑問もあり、総務課のほうへ出向かせていただきまして、いろいろ話を聞かせていただきまして、どういうふうな予定、どういうふうな形でやっていくのだということの中で、当初の削減される目標というものを聞いておりましたら、その時は3,041キロワット、金額にしましたら4万9,021円、斑鳩町の約300軒のご家庭のその日に使われる電力量を想定しているということでした。けれども、結局はふたを開けてみたら、先ほど答

弁があったように48.8%の効果、金額にしましたら2万3,922円ですね、48.8%です。単純に掛けただけですけれども。それぐらいの効果だったわけなんですね。

それぐらいの効果でそれをやる、それにおまけに職員の夏季休暇を国の基準の3日から2日に下げてまで行うべき、そういうものであったのか。看板を見て帰られる住民さんもあり、閉庁っていつやったかなという、皆さんがあまりよくわかっておられなかったり。私、19日に来ましたが、住民課も大変、人がいっぱいいらっしゃいました。斑鳩町というところは、日頃からでも住民さんの出入りのとても多い役場です。私は、まあそれは悪いことではないと思っております。住民さんが役場に来やすい、どんどん来ていただける。県下の町村でこれくらい毎日住民さんが来てはる役場はないと私は思っておりますのでね。そんな中で住民さんにもご不便をかけて、職員にも無理を強いてやることなのかなというふうに思っておるんですが、日程の取り方、また、周知の仕方、今後の取り組みについてどんなふうに考えておられるのか。お盆明けの月曜日というのはとてもお客さんが多かったですね、ことしも見てましたら。そういうこともきちっと調査をされているのか。そしてまた今後、そういうことについてどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、第1点目ですけれども、先ほど、斑鳩町が京都議定書の取り組みをしていないと言われておりました。

I S Oの取り組みをやっております。これは当然、京都議定書を達成するためにやっております。それと、生ごみ削減。これも当然CO₂削減でやっております、当然、燃料は減ってきます。斑鳩町はずっと取り組みを担当がやっております、もう10%以上削減しておりますので、やってないことはないんです。ずっとやってきておる。それだけは十分ご承知願っておると思っておりますけれども、やってないと、取り組みをやってないと質問者はおっしゃいましたので、それは理解を。数値目標は京都議定書をやっておりますし、エコいかるがで必ずやっております。毎年、何%やっていこうと、生ごみは分別しようと、この数値目標を挙げております。

それと、来年以降の取り組みですけれども、今年度、今年度、今年度の状況を見る中で判断をしていきたいと考えております。

先ほど、橿原市が昨年度実施されて今年度実施されなかった、これにつきましては、橿原市は非常に時間がない中で、昨年度は土曜日を閉庁して、月曜日を閉庁されたんです。非常に変則なやり方をされまして、非常に市民の方が混乱されたということで、ち

よつとことしはもうやめておこうということになったと、このように聞いております。

斑鳩町のお客さんは多いということでございますけども、これはどの市町村に限らず、その人口、住民さんの人口によって、例えば町の住民課にお客さんが、一定の人口の住民課のお客さんに比べて多いか少ないか、これはもうそんなに変わらないと思います。違うと言われますけども、非常に多いのは、同じですよ、そんなもの、基本的に。ほとんどの人が自分の仕事はそんな変わらない、介護保険の、例えば認定度が多い、例えば人口当たり介護保険の例えば要介護のある人が多かったらそりゃあ多いでしょう。ところが、斑鳩町の場合は、要介護の認定者数は平均いってますので、それをご理解いただきたいと思います。

今、申しあげましたように、今年度の状況を見て来年はどうするか、これは今後、また検討をしてみたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、やはり節電、CO₂削減、やっぱりそれを町が率先することによって、やはり住民さんのほうにいろいろ意識喚起も行っていきたいと考えておりますので、そこらをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 副町長、えらい熱弁してくれはるんですけどね。当然、もうISOの取り組みで斑鳩町は先進的にやってることなんかは、私は十分承知してますし、担当課の努力たるものや、もう、近隣の市町村には絶対負けませんからね。そんなん、私も担当の常任委員会にいてまして、十分わかってるんですよ。だから、その上でCO₂の削減をさらにやっていく中で、これね、事業所さんやったり法人さんやったり、いろんなところがやっぱりこのCO₂削減の問題については取り組みをされている、そんな事例はいっぱいあります。

そんな中で、もっとやり方があるんじゃないか。そして、斑鳩町の庁舎、そして水道部だけがそういうことをするだけでなく、もっと町民さんを巻き込んだ形で、町内の事業所さんを巻き込んだ形で、CO₂削減の取り組みについてももっと積極的なやり方、もっといろいろな先進的な事例を学んでやっていく。それは自治体だけではなくて、事業所さんや法人さんがやってはるようないろいろなことを研究しながら進めていける方法というのは、私はあると思います。

ですから、庁舎だけが閉めて電気を少なくしたとかそういうのではなくて、斑鳩町全体でCO₂削減のために、暑いときにどう町民さんが暑さをしのぐためにどういうふうに工夫して毎日生活していただくか、こういうことをもっとやっていったらいいんじゃない

ないかなと。

そのために、ボトムアップのやり方をもっともっとやってほしいというのは、そういう意味なんです。いろいろな意見で、職員さんのご家族さんや、そして我々、また我々の身近ないろいろな方々のお話を聞く中で、どういう暑いときの過ごし方、熱中症にならないように気をつけながらどうしていくのか、それでCO₂削減、そして節電、こういったものに取り組む。こういうことを、もっと町は、単に閉庁というのではなく、もっとやり方があるというふうに私自身は思ったものですからね。今、わざわざこういうふうに取り上げさせていただいて、申しあげさせていただいているんです。

今後、今、副町長もおっしゃっておられました。今回のことを検証し、また今後の取り組み方については検討していきたいとおっしゃられました。

ただ、今回の評価については、とてもよい評価のようなことばかりを報告されておったので、私はやっぱり、高齢者の方が、あ、閉まってる、わざわざ来た方が、あ、看板が立ってるから、ちょっと気の弱い方やったら、看板が立ってたら引き返しはった、そんな状況もあったんですよということもわかっておいていただきたい。そういう意味では取り組み方、また周知、どんなふうにしていくのかということについてもね。

そしてまた、いろんなやり方について、トップダウンでは施策は広がらない。ボトムアップで施策を、どんどんもっと広げたよりよい施策を展開して行ってほしい。このことを申しあげたいというふうに思って、この質問を挙げさせていただきましたが、いえ、次。先ほど、十分検討して来年度は考えるとおっしゃられましたので、もう結構です。十分検討してください。来年度についてはまた十分検討していただけたら結構でございます。

それでは、2つ目にいかせていただきたいと思います。

これも、私ちょっとテレビを見てびっくりしたんですが、これ、①、②と書いてますけども、①も②も一緒に結構でございます。

松江市の教育委員会のことが先日報道されておりました。教育委員会にのみ要望が出されたのではなく、議会のほうにも要望が出され、そして議会では否決されたというような案件があった。その案件に対しまして、教育委員会で、そんな重要な案件です、議会に出されて、議会で否決になったような案件を、教育委員会に諮らず、教育長と一部の教育委員会事務局で相談をして、学校のほうへ通知をしていったというようなことがあったというふうに報道がされております。

私自身は、教育委員会につきましては、大阪市で桜ノ宮高校の問題、それは大阪市立

の高校ですので、いろいろなことがあったときに、橋下市長のやり方については、とても市長がそこまで、予算まで、予算つけませんよみたいなことを言ってる、こういうのを見たときに、教育委員会を彼は否定している立場でああいう言い方になってるのかどうかはわからないんですが、私は、今ある法律の中できちっと教育委員会というものがあるんです。ですから、教育委員会がいかに、どういう役割を果たすべきか。こういうことをきちっとね。あれ以来、特に橋下さんの問題があったときにさらに私はいろいろ考えてきたわけなんですね、どうあるべきなのかなと。

そんな中で、自分でもいろいろ考えている中、またその松江市のああいう報道があったことについて、とてもショックを受けまして、ああ、こんなことをしていたら、本当に教育委員会の姿勢、組織というものは問われてしまうなというふうに気になったんです。

ですから、今回、質問に挙げさせていただきました。その松江市の教育委員会のとった行動、こういうことが斑鳩町で万が一起こってはならないし、過去にもこういうことはなかっただろうと私は思うんですが、これにつきまして教育委員会が、今後どういふふうに、また今どういふふうに取り組んで、どんなふう考えてるのか、これをやっぱりちょっときちっとお尋ねしておきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 松江市での閲覧制限につきましての問題についてのご質問でございます。

まず、私どもで把握しております松江市で何が起こったかということについて、その経緯等々、私どもが把握している範囲でお話しして、それについて見解を述べさせていただきますので、よろしくお願ひします。

松江市教育委員会が、今、議員さんもお紹介いただいたんですけども、市内の小中学校に、漫画「はだしのゲン」の一部に過激な描写があるとして、子どもが図書室で自由に読むことができなくなるということ、閉架という措置を、教育長が教育委員会に諮ることなく小中学校に要請していたというものでございます。

もっと言いますと、このはだしのゲンという作品をめぐるしましては、昨年8月、松江市民の方が、君が代批判などの内容について子どもたちに誤った歴史認識を植えつけるとして、市議会に学校図書室からの撤去を陳情されたということがあり、これに対しまして松江市の市議会が、去年の12月に、図書室に置くか置かないかの判断に議会が立ち入るべきではないということで不採択とされたということでございます。

その中で、その不採択とされる中で、議員さんの意見として、旧日本軍が行った描写に事実かどうか不明な場面があるとして問題視をしたと。そして、市教育委員会の判断で適切に処置をすべきというふうな指摘もあったということでございます。

これを受けて、松江市の教育委員会が、当時の教育長と事務局の幹部だけで協議した結果、教育的配慮が必要だとして、各学校長に閉架という閲覧制限の要請を行っていたということでございます。

その後、皆さんもご存じのように全国的な批判の高まりがあって、それを受けて教育委員会、松江市の教育委員会が、要請が事務局だけで決定されるという、要請というのは学校への要請ですけども、事務局だけで決定されるということで、手続きに不備があったなどとして、要請の撤回が妥当であるとする意見を、今度は教育委員会のほうでまとめられたというふうなことで認識をしているところでございます。

一方、当町の教育委員会におきましては、毎月の定例会等におきまして種々の議案の審議や報告を行う中で、教育委員会委員の全体で意思の疎通を密にしております。今般、報道にございます松江市教育委員会のような、教育長及び事務局で、独断で重大な事案を決定するということが起こるとは考えにくい状況でございますけども、この事例を私どももやはり教訓として今後の教育委員会運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 教育長からきちっとした答弁はいただきました。

私、この教育法令コンメンタールという本を持っておりまして、この7巻というのは教育委員会に特化してここにいろいろなことが書いておりまして、教育長の職務であったり、教育委員会がどうあるべきなのかとか、もう細かく書いてありますが、学校管理規則に関しましては全て「教育委員会が」と、もう全ての文言に「教育委員会が」というふうに書かれております。「教育長が」という言葉は出てきません。ですから、教育委員会としてやっぱり諮っていただき、きちっと協議をしていただき、審査をしていただく、協議をしていただく、そういった中で結論をもって進めていくというふうな形に持っていくというのが、当然妥当なやり方であるし、妥当という言葉も当たらない、それが本当の正式な委員会としての運営であるというふうに私は思っております。

今後もしこういうことのないように、議会で私たちは承認させていただいて任命をしていただいている教育委員さんたちに、きちっといろいろな問題について諮っていただいで進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

この学童保育につきましては、これまでも同僚議員のほうからいろいろ質問もされております。一昔前には、私もいろいろな制度改革のためにこれを発言してきて、制度の改善を求め、また、改善も実現をし、斑鳩町としても前を向いて施策の発展をしていただいていたことにつきましては、私は承知もしておりますし、斑鳩町なりに努力をしてきていただいているということについては、一定、認識はきちっと持っておりますけれども、ただ、この学童保育の重要性というものについては、私も最近ずっと考えているのは、やはり保護者の皆さんの就労形態であったり家庭環境であったり、こういうところについて、もうさまざま、本当にそれぞれなんですよね、条件っていうものはね。そんな中で一生懸命働いていただいている状況にあるというふうに思っておるんです。そして、保育に欠けるその子どもさんたちを学童保育室のほうで預かっていただいているという状況なんですけど、おかげさまで子どもが減る、減ると言われながら昨日の質問にも教育長がお答えになっておられたように、子どもが減らない、当町の見込みでは1歳児の状況を見る中でも減らないという中で、中学校は若干減るかもしれないとおっしゃっておられますが、ここのところ小学生も減る見込みでもないような状況があると思うんですね。

そんな中において、学童保育室のニーズっていうのは非常に高い状況にあるのではないかなというふうに思っておるんですが、この間の、まず児童数の推移についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 学童保育室の入所児童数でございますけれども、まずは平成22年度は211人、内訳といたしましては、斑鳩学童が116人、西学童が38人、東学童が57人でございます。

次に、平成23年度は231人、内訳といたしまして、斑鳩学童が129人、西学童が33人、東学童が69人でございます。

平成24年度は221人、斑鳩学童が119人、西学童38人、東学童64人となっております。

また、今年度、平成25年度は、9月1日現在の入室児童でございますが、合計で248人、内訳は、斑鳩学童が136人、西学童が48人、東学童が66人となっております。

年度によって増減はございますが、やや増加傾向にあるのではないかというふうに思

っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうなんですよね。子育て支援の施策を進めていきまして、私たちも、若い世代の方たちがどんどん斑鳩町へ来ていただきたい。そして、きのうも質問者から出ておりましたが、合計特殊出生率なんかも上がってきていると。以前、本当に私びっくりして。県で後ろから2番目だったんですよね、斑鳩が。何でやろうと思ってる。でも、子育て支援に力を入れてきたら、もう県・国の平均を上回る出生率になってきたと。それはほんとにありがたいことだなと。私たちが年いっても、斑鳩町の将来を見たときに、やっぱり若い世代の人、また子ども、こういう方たちがたくさんいてくださったら、私たちも安心して年をとることができるなというふうに思っております。

そして、新しく斑鳩町へ転入してくるケースの中には、家を新しく買って来られる。斑鳩町は環境もいいということもありまして、不動産屋さんが販売をされると結構買っていた場合が多く、東小学校の校区なんかでしたら、法隆寺駅へ出るのに便利なのかどうかわかりませんが、もう東幼稚園なんかも大変しんどいような状況になってきてると、ふえましてね。そういううれしい状況もあるんですが、ただ、そうやってきちっと勤めに行きたいとなったときに、そしてまた、保育所の時は8時まで、8時いっぱいまで預けられる方もそんなにたくさんはいらっしゃらないかもわからないけれども、子どもさんを保育所に預けてるときに、ある程度きちっとした資格を持って勤めているとか、女性であってもスキルアップをしたい。きちっと社会人としてスキルアップをして仕事をしたい。その姿を子どもに見せたい。それで子どもが人生の目標をきちっと持って行ってほしい。こういう考え方もありますし、いろいろな考え方があります。そして、いろいろな仕事を探すけれども、その探した仕事の中に、今、本当に就職は厳しいですし、非正規も多いです。時間的に自分が勤めたい時間に勤められないというようなケースもあります。いろいろなケースがあるんですよね。

そういういろいろなケースに対応していけるように、同僚議員からも以前から、もう30分でも学童保育室の時間、延長することができないかというふうな声をこの間上げてきてると思うんですね。私自身もいろいろな話を聞き、本当に千差万別です、働いている方の状況の中でね。ひとり親の皆さんの状況もいろいろです。ですからせめてあと30分、何とか学童保育室の時間帯を延ばすことができないのかなということは今以前からずっと考えてきてることなんです。

先ほど申しましたように、そういう就労形態の問題。そして家庭環境ですね。近所に

おじいちゃんやおばあちゃんがいらっしゃって、時間が来たら迎えに行ってもらえるんやと、預かってもらえるんやというようなそういう状況がある。そういう場合は何とか働くことができるんだけど、そういう状況でない方については、やっぱり時間がもう少し長かったら助かる。自分が仕事も責任を持ってやりたい。そして、誰も遅く帰りたい親はいてません。早く帰って子どものためにきちっとしたいと思ってますよ。でも、仕事と家庭と両立させようと思った場合、特に私なんか女性の立場でそういうことをこれまでやってきましたが、特にどちらも責任を持ってやりたいと思ったときの親御さんのその気持ち、ストレスというものは大変なものです。預けられる場合があればよろしいが、預けられない場合、やっぱり大変な思いをされているんだなということ、この間にも幾つかの事例でお聞きしております。非常にスキルアップもしたい、子どもも大切に育てたい、けれども、そのはざままで悩んでいるというような状況もあるというようなことを、私はぜひ町は理解をしてほしいなと、まず。それは思ってます。非正規雇用で簡単にどうや、パートでどうやとか。そのパートですらなかなか最近では、非正規雇用ですらうまく勤められない場合もあったり、条件に合うようなところで働けないというようなことがあったりしてるんですね。

そんな中であって、やっぱり子育て支援をしていく中で、この学童保育室のあり方について、今後、やっぱり町はこの需要にどうこたえていけるのかというところは、非常に1つの大きな課題ではないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 本町におきましては、共働き家庭やひとり親家庭の増加にも対応するため、また、いろいろな就労形態に対応するために、原則午後5時までの学童保育の開室時間を延長しております、質問者もご承知かと思えますけれども、現在6時30分まで開室をいたしております。また、土曜日、それから夏休み・冬休み・春休みなどの学校休業日につきましても、朝の7時45分から午後6時30分まで開室をいたしております、できる限り保護者のニーズにこたえようと努めているところをご承知いただけたと思います。

町といたしましては、この学童保育の運営に当たっては、指導員が個々に児童や保護者に対応することが多いことや、子どもの学習活動に対する援助、基本的な生活習慣の援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせるという意味においても、保育士や教員の資格を有していることを条件に指導員を雇用している。それにつきましては、これからも引き続き努めていきたいとは思いますが、しかしながら今

年度、運営に当たるための人数もようやく確保できたといった状況でございます。

開室時間の延長につきましては、保護者の方からも要望があるということはありますけれども、この有資格者によります学童保育の指導員の確保がなかなか難しいこと、あるいは夕食の提供がなかなかできないということから、現時点では難しいと考えているところでございます。

なお、本町の近隣では、社会福祉法人によります放課後児童クラブ、まあ民間ではございますけれども、午後10時までの預かり保育をされているとか、あるいは斑鳩町の各小学校までバスによる迎いのサービスもされているということも聞いておりますので、これら民間のサービスをご利用いただくのも1つの方法かなというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、夕食の提供ということもありましたけれども、一般的に夕食を食べる時間帯というのは7時頃に食べはる場合が多いのかなというふうに思ったりするんですけども。そやから、何かその学童保育を運営するに当たって夕食の規定。保育所は8時まで預かりはったら、もちろんそら夕食を食べささんなんのは理解できますけれども、学童保育室はおやつも提供してますし、おやつもありますし、7時まで延長したからって夕食の提供まで考えなあかんのかどうか。制度の中で、それは何か決められているのかな、どうなのかな。私は、ちょっとそういうのはきちっと決められてないのではないかとこのように思うんですが。それが規定がされているのかどうかという点と、元気クラブですね。元気クラブのほうはお金もかかりますよね。学童保育室へ預けるのと元気クラブへ預けるのとでは、保育していただく料金が違うというふうに思いますけれども、そこに大きな開きがあるのではないかとこのように思ったりするんですが、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、夕食につきましては、学童保育で夕食を提供しなければならないという規定はございません。

質問者もおっしゃいますように、7時頃にやはり夕食を食べるということであれば、学童保育は6時半には退所をいただいて、できる限り家で夕食をとっていただくのがベストなのではないかなという考えを持っているところでございます。

先ほど言いました民間の放課後児童クラブ、元気クラブという名称でやっておられますけれども、これにつきましては、保育料の月額といたしましては1万1,200円と

聞いております。本町の学童保育室は4,000円でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね。やっぱり元気クラブになりましたら結構な金額になってきますし、そしてまた、ひとり親でなかなか正規雇用をしていただけないというような中でも頑張っておられる状況があった場合、非常にこれは厳しい金額になるのかなというふうに思っております。

斑鳩町は何でも割合先進的に頑張ってやっていたのに、平群町が学童保育室を7時まで開室された、時間延長で7時まで平群町はされたんですね。隣の平群町もそういうふうにされてるのにね、そして平群町さんより斑鳩町のほうが子どももずっと多いですし、人口も減らずに頑張ってきてる中で、子育て支援にも力を入れてきてる中で、その辺の施策でおくれをとるというのか、そういうような状況には私はあってほしくないなと。やっぱり近隣でもそういうふうにやっておられるのであれば、斑鳩町としても子育て支援に力を入れて頑張ってきている、そして若い世代の方も多、子どもも多くなってきている、そんな中でやっぱり打ち出していくべき施策ではないのかなというふうに私は思っているんですね。

ですから、いろんな就労形態、家庭環境、こういうものにこたえながら、そして私も何時までも預かる、例えば先ほどの元気クラブさんみたいに夜の10時まで預かってくれはると、そういうのはごくまれな例ではないかなというふうには思いますけどね。そうではなくて、何とか仕事と家庭と両立させながら、7時には子どもを迎えに行くという形で頑張っていたら、私は非常にうれしいなと思ってます。

それで、夕食にしても、男性、ここにいらっしゃる方、皆さん男性ですからどうかわかりません。私の知っている状況の中で、正規職員であったり責任の重い仕事をされてる方でも、朝早く起きて、その日の夜の夕食の下ごしらえを大方されてから仕事に出る。女性はそんな努力をしてるんです。ですから、そういう努力をしている人の応援をぜひともやってあげてほしい。そういうのは想像つかないのかな。やはり男性の皆さんにはそういう苦勞、そういう努力というものが理解していただきにくいのかなと。それでもスキルアップしながら頑張ろう。すばらしいことじゃないですか。子どもの教育にとってもすばらしいことだと、私は思っております。

今後、さらに研究をしていただきまして、斑鳩町が努力をしていっていただけることをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

次に挙げさせていただきました。もうこれは私もとても難しい問題だなと思って、こ

の間にこの子育て支援システム。子育て新システムと言われる中で、もういろんな施策がああでもない、こうでもないと言われながら、そして前回もお尋ねしたり、委員会でもお尋ねしたりする中で動向なども聞いておりますけれども、いや、まだ何ら動きがありませんというような答えが返ってきてるような状況の中で、もう、でも待ったなしの問題なんです。

私は先ほどから言うように、子どもさんを大切にしたい。そして子育て支援というものに力を入れているという斑鳩町に魅力を感じて、この8月にも、堺市から別に親戚があるわけじゃないのに引っ越して来られた若い世代の方がいらっしゃいます。そんな方ともいろいろお話をする中で、今後、この子育て新システムはどんな動向になっていくんだろうか。こうやってわざわざ来てくれてはる。家を新しく建てて来てくれてはる。お金をかけて斑鳩町へ来てくれてはる。ありがたいこと。でも、ほんとにこの国のシステムの中で斑鳩町というのか、市町村がどこまでできるのか、裁量がね。そしてまた、どこまで地方分権と言われている中で、国が責任を市町村へ押しつけていくのか、この辺のところはなかなか見えてこないなというふうに私は思っております。

当然、国の政権交代などもあって不安定になっているのはともかく、直近のこの子育て新システムの動向がどうなっているのか。そして、保育所の待機児童。もうこれは町長も努力をしていただいているのは、私は重々承知をしています。言ったら、待機児童のことを言って、言って、これまであわ保育園に2回、会議室改修、そして給食調理室の新設・改修、こういう形でもう随分頑張ってもらってきてるんですが、それでもまだ待機があるというふうに私は聞いてるんですが。

このこともあわせて、ちょっとその動向、そしてまた今後の保育所問題について、ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） あわ保育園というのは、これは最初に作られた町長は、ほんとに立派な方だと思います。

最初がああいうところに保育所を作って効果があるのかということはかなり言われたと思います。最初は人は集まってこない。今になってきたら、本当に誰もがたつた保育園よりもあわへ、あわへと皆来られます。たつたへ行ってるんです。卒園式も、あるいは入園式も行ってるんです。それにもう明るく年来たらあわへ変わってるという現状があるわけです。

私はやっぱり、いろいろな方々に申しあげるのは、たつた保育園へ行っても、やっ

ぱりそこでずっと行かれるほうがよろしいですよ。ただ、あわが人がいいのかどうかといういろいろなこともできますけども、私はやっぱりそういうところを関係に調整をせんと、何でもかんでもやっぱり定員があるんですから。最初は80ぐらいから120に上げてきて、今じゃ150、それが230。もう明らかに倍以上になってるんです。

そういうことを考えますと、事故もなしにこうしてやっぱり運営ができるということは、私は職員が、あるいはそういう方々が努力をされて、そしてまた協力をいただいていると。そういう中で、もうこれ以上は私は限界だと思います。あそこ、やっぱり安堵町と協力をいただいて、グラウンドの関係もあそこはかなり高い値段で買わせていただきました。安堵町の議会にもかけていただいて、そしてあの部分も買いまして、やって、そして今、給食棟、あるいはまた新しくさせていただきました。

やっぱり制限というのは、人数制限というのはやっぱりしていかなかったら、何でもかでも待機児童、待機児童とおっしゃるけども、もう必ず、まあ言うたら首の据わる7か月以後にうちは預かりますけども、私学でしたらゼロ歳児から預かっておられます。

そういうことも考える中で、今、現時点でも、もう黎明保育園の王寺の関係等については、広域入所はもう断っておられるんです、現実には。何も広域入所で、王寺へ通勤してあそこへ預けたら一番楽やという人も断られてはるんです。そういう現状も考える中で、やっぱり今後どうあるべきかということは、やっぱりこれはまた私立、私学の方々も斑鳩へ来たいというところがあれば大いに歓迎をしてやっていかざるを得ないし、やっぱりそういう点については今後どういう動向があるかと。

私はやっぱりこれ、子どもさんがふえてきたというのは、やっぱりそれだけの皆さん方が努力をされた。それと新しく作られた生き生きプラザ、あのところを私はやっぱり動線が非常にきれいだと。入ったところで必ずミーティングをされてる。コーヒーを飲んでおられる。あるいはまた向こうのほうで畳の間に年寄りがしゃべっておられる。またその奥には子どもがキッズのところはかなりたくさん来ておられる。やっぱりそうして社会福祉協議会。そして何よりも一番あれは、入って来たら、あの受付の方々の対応等を考えたら、非常にやっぱり明るい。そういうことも踏まえた中で非常に活用度が高い。こういうことを踏まえた中で一番いい場所を選んでいただいて、ああいう立派な生き生きプラザができたと思っておりますし、今後ともそれを、もう5年も経ちますから、ことし9月7日、あしたに5周年をしますけども、やっぱりこれをずっと継続しながら、少しでもやっぱり皆さん方に利用いただけるような機会を作っていきたい。

保育所の関係等については、やっぱり今後検討する中でも、そういう今申しあげた、

やっぱり斑鳩へ、私学の園でも来ていただけるような環境づくりをして、できるだけ早くそういう措置をしてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 時間も、もうあまりありませんので。この間、何か動向ですね、県のほうで、国から何かおりてきて県のほうで会議があったとか、そういう何か動きがもしこの新システムの関係であったのなら、ちょっとそれについてお聞かせいただいております。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 子ども・子育て支援制度についてですけれども、昨年8月に関係法が成立いたしましたして、国では、平成27年度から新制度をスタートさせるというふうに目指されているところでございます。

国におきましては25年4月から子ども・子育て会議を設置されまして、これまでに子ども・子育て支援法に基づく基本方針案が示されたところでございます。

この基本指針案に基づきまして、平成25年度末を目途にしまして、保育園・幼稚園等の認可運営基準、保育の必要性の認定基準、地域の子どもの子育て支援事業の基準などが定められていくこととなっております。

さらに、平成26年度には、現行の保育所や幼稚園等の利用者負担に当たります公定価格が示されるというふうに聞いているところでございます。

新制度に向けまして、町といたしましては、地域におけます保育所・幼稚園の需要を初め、子ども・子育てにかかります需要の見込み量の確保のための方策を内容とします子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております。その準備段階として今年度、計画策定に向けたニーズ調査の実施を予定をいたしております。

このたび、国の子ども・子育て会議におきましてニーズ調査表の参考例が示されましたことから、本町におきましても参考例を踏まえまして具体的な調査内容を検討し、12月頃にニーズ調査を実施してまいりたいと考えております。

この調査結果を踏まえる中で、量の見込み、サービス量の見込みなどを検討いたしまして、平成26年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するという予定でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 部長の答弁の中で、公定価格という言葉が出てまいりました。また頭の痛い問題だなと私は思っておりますが、今後また私自身も勉強していきたいというふうに思っております。

アンケート調査につきましては参考例があるということですが、斑鳩町らしい、また、より効果の高いもの、そして対象者の抽出方法、そしてまた、インターネットを利用するのかどうかなど、いろいろなことを十分検討した上で、より効果のあるアンケート調査になるようにご努力をしていただきたいということをお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩いたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

先ほども子育て支援についてのいろいろと質問がございましたけども、私のほうからは1点目、産前産後における支援の充実ということで取り上げをさせていただきました。

ご承知のように、現在、子どもを取り巻く環境は大きく変化する中で、多くの課題があります。

そのような状況の中で、各自治体においては少子化に歯止めをかけるため、子育て支援にかかわる支援が進められております。しかしながら、家庭環境の状況や変化によって子どもを育て上げる過程においてはさまざまな支援が必要となる場合があります。

今、子育て支援に求められているものは何か。そのための政策をどのように進めていくのか。また、現状の政策が子育て支援のどのような効果を得られているのか。町の子育て支援がどこまで進んでいるのか。これからはこれを検証して進めていく必要があると考えます。

国においても、子育ての環境の充実することを目的とした子ども・子育ての政策が推進するよう地方自治に求められています。特に今、核家族が進む中、出産後に親や家族に頼れない母親がふえている状況の中で、子どもを産み育てようとする最初の段階で、

産前産後の支援の要請に対応していく必要が考えられます。

町においては、これまで子育てにかかる出費が多くなる中、負担軽減のための政策、また事業が実施され、評価されております。

一方では、今、自治体に求められているのが、身近な日常の子育てについての困り事など、たくさんあります。これからは地域の子育てに関するニーズ、また状況をきちんとそれらを把握し、子育ての支援を進めていくことが必要なことから質問をさせていただきます。

まず1点目の産前産後の支援の状況についてであります。

核家族化の推進、進行などにより、出産や育児に不安を持つ方々が多い中、安心して産み育てられる取り組みが必要です。当地においても、子育て支援にかかわる取り組みがさまざまな角度から進められる中、そこで、産前産後の支援の状況について、保健センターでの取り組みをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 保健センターでは、母子手帳を発行する際、妊娠中の健康管理及び胎児の健やかな成長を図るため、妊婦やその家族の方に対しまして妊婦健診の必要性や妊娠中の過ごし方などの指導を行っているところでございます。

また、高齢妊娠、あるいは若年妊娠、多胎妊娠など、リスクの高い妊産婦に対しましては、助産師による訪問指導も随時行いまして、その不安の軽減に努めているところでございます。

さらに、妊娠中及び出産後の健康管理や沐浴実習を行ったり、父親の育児参加を促すためにも、先輩のお父さん、お母さんとの交流会を行うなど、親としての自覚が高められるような両親学級というのも開催をいたしております。

子どもの成長は著しく発達し、親の育児不安も日ごとに高まることから、専門的立場より子どもの発達に応じた教室や相談などを行っておりまして、特に出産後は体調の変化やなれない育児によりまして育児不安がより一層高まる時期でもあることから、生後2か月以内の早い時期に、助産師や保健師による新生児訪問を行っております。さらに1歳6か月児未満での乳幼児を対象に、町単独事業としまして乳幼児訪問を行うことで育児不安の軽減に努めているところでございます。

また、生後5か月から12か月児を持つ親を対象に、子どもの発達や事故防止、栄養などについて学ぶわんぱく広場、離乳食教室を開催いたしまして、親が孤立することなく安心して育児が行えるように支援をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長のほうから保健センターの産前産後の取り組みの支援について、いろいろとご紹介をいただきました。

実際に、やはり初めて出産される方にとっては、当然、いろいろな不安がございますから、いろいろな相談があります。それに対してのアドバイス、支援がされていると思いますが、しかしながら多種多様の相談の中で、いろいろな相談があると思います。

窓口では、そういった内容、どのような内容になっているのか、お伺いをしたいと思っています。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 保健センターで受け付けております相談につきましては、子どもの成長、発達時期により異なっておりまして、出産後すぐの母親からは母乳の飲ませ方や授乳間隔についての、いわゆる授乳方法などについての相談が多く、また、子どもが成長するにつれまして子どもの発達状況や離乳食の進め方、あるいは予防接種の受け方などの相談がございます。

また、核家族のために、急な用事ができた場合などに、子どもを預かってもらえるところがあるかどうかというような相談もございまして、そういった場合には、子育てサポートクラブやシルバー人材センターなどのサービスを紹介するといったような状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 子育てをする中において、さまざまな対応をしていかなければならないというのは、現状でよくわかります。また、その中で、先ほども言われましたように子育てのためのサポートクラブですか、ゆりかごさんが預かっていただいている、これは1つの一定の効果がございます。また、場合によってはシルバーさん、今広報で呼びかけられております。これもまた、ある意味では効果があるとは思いますが。

しかしながら、先ほども言いましたように、多くの課題のある中、また望む中、それを本当にサポートしていけるのかというのは、今の現状では私は果たしてどうかなということで、今回、次に質問をさせていただきます。

産前産後のケア事業ということについてお伺いしたいんですが。これは、子育ての中でも産前産後は初めての方にとって、不安や戸惑いなど、心配事が多く、相談する相手がない場合、孤立し、子育てが思うようにいかない場合があります。

当町においては、子育ての相談を初め、いろいろな悩みに対処していただいています

が、今、子どもを産み育てようとする中で、妊娠中、また、妊娠中はつわりや貧血、息苦しいなど、体調不良も見られたり、産後は睡眠不足や育児に対する不安や疲れが出てきて体調を崩すことも多いようです。特に初めての出産で育児に不安、出産前、妊娠中や出産後、上のお子さんが小さく、家事や育児が大変なとき、出産後に安静が必要などきなど、これらは妊娠中や出産後の家事や育児を現実に支援していくことがあれば、これらの課題に対し解消されると思います。

現に、この産前産後において、この支援をされている先進事例もございますので、これについて町の見解を伺います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者がおっしゃいます産前産後のケア事業というものにつきましては、例えば神奈川県横浜市の産前産後ケア事業、あるいは広島県府中市の産前産後家庭サポート事業などというものがございまして、体調不良などによって家事や育児を行うことが困難な妊産婦からの要請によりまして、いわゆるヘルパーを派遣して家事・育児に関する支援を行う施策を委託事業として取り組まれているという自治体があるということは確認をさせていただいているところでございますが、現在、本町では、これまで検討するまでも至っていない状況でございます。

先ほども触れましたが、子ども・子育て関連3法が成立いたしまして、今後市町におきましても、子育てにかかる需要の見込み、見込み量の確保のための方策等を内容とする子ども・子育て支援事業計画を平成26年度に策定していくこととなっております、その中で先進地の取り組みや近隣市町村の状況等について、今後、調査研究をしてみたいと考えているところでございます。

なお、現段階では、産前産後の妊産婦の相談につきましては、これまでも保健センターで行ってきているところではございますが、保健センターだけでは対応できない悩み事などに対しましては、引き続き、役場の関係各課、あるいは他の関係機関とも連携を図りながら対応し、支援をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。産前産後のケア事業について、調べていただいて一定の認識をしていただいたと思います。

最後の部長の答弁の中に、保健センターなどで、先ほど質問、答弁の中でありましたように、一定のやはり支援はしていただいております。また、引き続き関係機関等で

の対応をするという。これで100%それが対応できれば、この事業は不要になると思います。けれども、対応できないという現状がございます。公的機関でも、ある程度、民間に対してのこういう支援はやはり負担も伴いますし、いろいろな状況がございます。しかしながら、その対応できないものを一歩進んで子育て支援をしていくのが、これからの将来においての子育てのあり方ではないかなと。そういうことで冒頭に私が申しあげましたように、今までの子育てはこうであった、けれどもどうなのかと、将来においてどういうふうに検証していくのかということが、今、国にも求められるし、それを受けて地方自治体はどのように描いていくのかというのが今回の、僕は子育て支援にかかる課題ではないかなということで、提案ですけどもこういう形で質問をさせていただきました。

今後ともよろしく願いをいたします。

次に、2点目の特別警報と防災対策について。

近年は自然災害が猛威を振るい、大きな災害が各地で頻繁に起こっており、残念ながら犠牲者も出ております。特に最近、突然のゲリラ豪雨により、予想もつかない状況で被害が増大しています。そのため、各市町村においては防災計画の見直しの作成など、災害に対しての対策が行われております。

現在、国においては、重大な災害が起こるおそれ大きいことを知らせる特別警報が、8月30日から運用の開始がされております。9月号の広報にもその周知がされております。まずは大災害に災害の注意を呼びかけ、これが大きなポイントになると思うんですけども、速やかな災害時の周知徹底と情報伝達の迅速化などが課題となっております。

また一方では、ハード面で、ゲリラ豪雨などに対応するための防災対策として、雨水の貯留と利用について進められております。

当町においても、最近、幸いにして大きな災害による被害はないものの、今般の状況を推察いたしますと、将来においての防災に対する取り組みについての推進を図るため、まずは水害に対しての地域の現状の地形、降雨水量、水系など、水害に関連する要素を把握しながら、災害の備えを万全に取り組んでいかなければなりません。

このようなことから、ゲリラ豪雨などに対する特別警報について、2点の視点について質問をさせていただきます。

まずは、ゲリラ豪雨における対応と特別警報について。

ゲリラ豪雨に対する町の対応と、特別警報の運用がされたことによるこれらの町の対応について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ゲリラ豪雨を初めとした風水害の本町におけます対応につきましては、気象庁からの気象情報、あるいは国や県からの河川の水位情報、また、役場に設置しております雨量計によります降水量等の各種の情報の把握に努め、現場の状況に応じた体制をとっているところでございます。

基本的な職員等の体制につきましては、まず第1段階としては、大雨や洪水注意報が発令され、被害の発生する恐れがあり警戒を必要とする場合は、1号警戒配備として役場の総務課及び都市建設部の職員の28名体制で、それから第2段階といたしましては、大雨や洪水警報が発令され被害の発生する恐れが強くなった場合に、2号警戒配備ということで、全課の職員のうち96名体制で、次に第3段階といたしましては、大雨や洪水警報を発令中に災害の発生が予想される場合、また、局地的な災害が発生した場合には、災害対策本部1号動員として全課の職員のうち114名体制で、それから最終段階といたしましては、相当規模の災害の発生が予想される場合、また、発生した場合は、災害対策本部2号動員として全消防団員とそれから全職員合わせて277名体制で、その状況に合わせて対応を行うことといたしております。

こうした状況の体制下におきましては、各河川等におけます現場の警戒を初め、町内の巡回警戒を行うことによりまして災害発生の未然防止、被害の拡大防止に努めているところでございます。

次に、特別警報の運用が開始されたことによる町の対応についてでございますが、まず、特別警報といいますのは、先ほど質問者もおっしゃっておられましたけれども、気象庁が平成25年8月30日から運用を開始しているものでございます。

これまでの大雨、地震、津波、高潮などによって重大な災害の起こる恐れがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけておりましたけれども、これに加えて、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるものでございます。

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災では、気象庁は大津波警報などを発表いたしました。必ずしも住民の迅速な避難につながらなかったという例がございました。また、平成23年の8月から9月にかけての台風12号によります大雨災害等においても、気象庁は警報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が著しく高いことを有効に伝える手段がなく、関係市町村による適時的確な避難勸

告、避難指示の発令や、住民みずからの迅速な避難行動に必ずしも結びつかなかったということから、災害に対する気象庁の最大の危機感を伝えるため、この特別警報が創設されたものでございます。

この特別警報が発表された地域につきましては、十数年に一度しかないような非常に危険な状況にありまして、発表された地域の方は直ちに命を守る行動をとることとなっており、また、市町村においても、この特別警報が発表された旨を広報車の巡回等によります情報伝達手段により、住民の方への周知が義務づけられているところでございます。

こうしたことから、町といたしましては、この特別警報の対応につきましても、現在見直しを行っております斑鳩町地域防災計画の中に、当然ではございますけれども、この中に反映をさせるとともに、特別警報の趣旨を十分踏まえ、住民の命を第一に守るということで対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 特別警報の発表の経緯、また、今までの体制等について、今、答弁をいただきました。

その中で、やはり答弁でもありましたように、今回なぜこういう特別警報が発令されたのかということについてのポイントが、今、答弁にありましたように、やはり東日本の震災においても、また、ほかの震災においても亡くなられていると。なぜ亡くなっているのかというのは、やっぱり避難勧告に対しての周知が徹底されていなかったという現状がございます。

もちろん、日頃から広報等でいろいろと周知がされているものの、しかしながら、残念なことにそういう被害に至っているということは、本当にこれから徹底をしていかなければならない。

そうすれば、どういうことが考えられるのかということ、やはり住民に対してのこの呼びかけをどのように具体的にやっていくかということで、今こういうゲリラ豪雨、また今後の防災計画に対しての見直しをやっていくということでございます。それがまた後になって計画をされるんですけども、やはり、今これ喫緊の課題となっているのは、今回も豪雨によって大和川、また三代川の危機が何度かありました。それに対してのやっぱり危機感を持って、今なすべきことは、その呼びかけをどういうふうにやっていくかということ、まず、この特別警戒を機に、これからまた協議をやっていただきたいと思います。

その点について、どういうふうに考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、飯高議員がおっしゃるように、もう昭和57年に王寺町で葛下川が決壊で、これはもうその時自身が、この奈良県の王寺町というだけで激甚震災を受けました。

ただ、やっぱり国としてもこういうとき正に、それから大和川河川改修ということで、今、亀の瀬がようやく完成をした。これからようやくかかっていくという現状。私は今、特にやっぱり今関心を持ってほしいのは、大和川でも富雄川でもあの草まみれな、そしてだんだんと浚渫しない、そしてどんどんたまってくる。あの新御幸橋から見た現状は、もう河合側のほうやったらもうほとんど埋まっていますよ。真ん中にまだ木が生えていますよ。ようやくこの間、大和川工事事務所に昭和団地の関係等について伐採をしていただいた。伐採をしてもらったかて、結局その最後のしまいは地元の町でやれと。こういうようなことをしてたら、必ずやっぱりみんながそういう気持ちにならなかつたら、絶対にだめなんですよ。

その時に、大和川工事事務所の所長はいろいろなことをおっしゃいます。もう2年かしたらおられないです。この現状を考えたら、もう少しやっぱり大和川でも富雄川でも三代川でもきれいにせんと、もう法隆寺国際高校の前なんてもうほんまに見られませんよ。そしたら4月になったらあれ、入学式やったら必ずあそこで車をとめるんですよ。そんなことばかり繰り返してですよ、そのことを今度は特別警戒やいうたら、特別警戒ってどういうことですかと、こうまたなるんですよ。

これは、やっぱり昭和57年のあの王寺の葛下川の決壊を、あれだけのことをやってしまったんですよ。あの川を上へ移して、あの道路もこっちの25号線を変えてるわけですよ。あそこまでやるということは、やっぱりよっぽどのがあったということを考えていかなかったら、これを我々、後世に伝えると言ったかて、もう30年前、31年前になったら、もう子どもさん、まだ生まれてくる子どもさん、あるいは20歳、25の子どもさんは知らないということですから。そのことをやっぱり後世に伝えていくことが、我々にとっては一番大事じゃないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町長のほうから大和川の環境等について今、お話がありました。

当然、私も目安の住民ですので、絶えず大和川の状況、特にこういうゲリラ豪雨、集中豪雨の際には、上流から下流、また三代川ということで見てるんですけども、そうい

った浚渫については、確かに現状がやっぱり環境を変えていかなければならないということで、県・国にまた町のほうからも申しあげていただきたいと思います。

今、質問の中で、やはり今後、住民の方への呼びかけということで質問をさせていただきました。

そのことについて、部長、よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） この特別警報が発表された際の伝達方法、住民の方への伝達の方法といたしましては、避難準備情報あるいは避難勧告、避難指示の伝達方法と同じく、広報車の巡回あるいは音声遠隔システム、あるいはFM西大和、防災情報メール等によりまして周知していくということとなりますけれども、例えばこの広報車の巡回ということになりますと、二次災害の恐れがある場合には、やはり各自治会長様へ連絡をさせていただいて、そして周知の協力をいただくということになるかと思いますが、状況によりまして伝達が可能な方法で周知を行っていくということとなります。

しかしながら、この特別警報の発表時には、被害の発生する恐れのある地域では、この避難勧告あるいは避難指示が既に発令されているという状況が考えられます。その発令された地域の住民の方は避難所へもう避難をされているという状況も考えられます。また、町職員においても、その災害対応に追われているという状況にあるということも考えられます。直ちにその特別警報が発表された際の情報伝達が直ちに行うことができないということも想定がされます。

こうしたことから、町といたしましては、特別警報の発表につきましては、テレビあるいはラジオ、インターネット等の報道機関からも伝えられますので、住民の方には可能な限り情報の収集に努めていただきまして、その情報を知ったときには、避難場所へ避難するか、あるいは外出が危険な場合は家の中で少しでも安全な場所で移動していただく等の方法によりまして直ちに命を守る行動をとっていただくよう、今後も周知をしていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 特別警戒の発表によって、地域によってこれが異なってくるという場合があります。

そのときに、自治体の判断というのがあるわけですが、そのためのまた防災体制をどういうふうに作っていくのかということが、今後課題になってきます。

また、気象庁からの自治体の情報伝達、またどのような時点でそのタイミングを計っ

てするかというのは、本当に難しい部分があります。けども、やはり少なくともこれらを細かく調査しながら、今後、この課題に対して、まずは取り組んでいくべきかなとは思っています。

それにいたしましても、やはり自治会に対する普段からの備えの周知ですね、これは当然徹底していただくとして、また、町だけじゃなしに、住民みずからが自分の地域を守る、どうしていくのか、災害からどのような体制で守っていくのかということ、やっぱり周知をまたしていただくということも大事になってこようかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上がソフト面における取り組みになると思います。

また、一方では、ハード面における整備が必要です。

そこで、次に2点目の防災対策としての雨水貯留と雨水利用についてお伺いをしたいんですけども、集中豪雨による下水道や河川への集中的な雨水の流出が問題となる中、雨水の流出による被害を少しでも食い止め、災害の拡大を防ぐための施設として、雨水貯留施設の設備が考えられます。

また、一方では、その雨水を災害復旧時に利用するなどの利点もあり、今、都市型洪水の施設として設置が推進されているところもあります。

当町においても、豪雨において大和川へ流出する竜田川、また三代川の状況において、以前から住民の方々が心配され、不安な状況となっております。

今回、このような状況を少しでも解消していくため、内水の制御を雨水貯留施設により調整することで被害の拡大が抑えられると考えるので、これについての町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 内水制御等の雨水による被害の防止対策としての雨水貯留施設と雨水の利用についてというご質問でございますけれども、まず、雨水貯留施設につきましては、これまで流域の保水機能を高め、雨水の流出を抑制するための、小学校のグラウンドや健民グラウンドなどを利用いたしました雨水貯留浸透施設の整備や、ため池を利用いたしました雨水貯留施設の整備などを行ってきたところでございまして、一定の効果もあったものと考えております。

しかしながら、近年の宅地開発による流域の保水機能の低下、あるいはゲリラ豪雨と呼ばれます集中豪雨の増加などによりまして、浸水被害が依然として発生しているというのが現状でございます。

このような浸水を繰り返してきました地域におきまして、これまでも水路改修などの対策を講じてきたところがございますけれども、水系の変更や農業用水の関係など、問題もございまして、効果的な浸水対策に至っていないところもございます。

こうした問題は全国的な問題となってきました。国土交通省でもこれまで河川改修など取り組まれてまいったところがございますけれども、大和川流域におきましても、河川整備等、大規模な整備には期間や費用が莫大となり早急な対応が難しいとして、流域対策や洪水調節施設等の整備により、下流への流出を抑えて流域全体の安全度の向上を図ろうとした河川整備の考え方に方向転換をされようとしています。

このように、集中豪雨による被害を抑制するためには、河川、水路の改修だけでは抜本的な問題解決を図ることが難しいと考えられます。

こういったことから、斑鳩町といたしましても、浸水区域を中心に、雨水貯留施設の整備による抑制を考えた施策を検討していかなければならないと考えております。

次に、雨水の利用ということについてでございますけれども、貯留施設で貯留いたしました雨水を有効に利用できないかと。これにつきましては、浸水被害軽減のために防災対策として整備をいたしました貯留施設は、降雨時のみ雨水を一時的に貯留することが目的でありますことから、通常は空になっていることが必要でございます。したがって、その施設の貯留水をそのまま利用することはできないという状況でございます。

現在、斑鳩町におきましては、雨水流出抑制、水洗化の促進、あるいは上水道の使用軽減、節水ですね、など、資源の有効利用から、浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度を設けて、各家庭での対策実施にも取り組んでいただき、家庭での散水等、有効活用をしていただいているところでございます。

今後、これらの啓発を進めながら、貯留した雨水を有効に利用できるのかといったことを、今後国からの情報等を収集してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 雨水の貯留ということで、施設を作ることによって、ある流域に降った雨が貯留し、調整ないし下流への河川の影響を少なくするというのは物理的に当然そういうことで、抑制できるということなんですけども。

各自治体においては、いろいろな状況がございます。当町においても、果たしてそういうことで、私、今提案させていただいてます、どういった規模でそういったことを受けとめ、調整できるのかということは、今後、大きな検討の課題になって、時間もかか

るんじゃないかなと。

また、その検討段階において、雨水貯留だけじゃなしに、先ほどもグラウンドの浸透で貯留がするとかいう、言ったら各地域において貯留できる、また、簡単だけじゃなしに、簡易にできるような方法の形もあるかとは思いますが。さまざまな貯留方式を考えていただいて、その雨水の流出の抑制をどのようにしていくのか検討していただきたいと思えます。

それと、やはり雨水の利用ということ、これは貯留施設においてはいろいろな構造がございますので、一時は貯留できても、やはり次の洪水に対しての体制というのが必要になってくることから、その辺は構造的にまた考えていただいて、今回の雨水利用というのは、やはり目的は災害に対する後の、災害後の水利用についての目的ということで申し上げておりますので、そういった目的に即した考えのもとでの施策を、また今後お願いしたいと思えます。

いずれにいたしましても、この問題はずっと続いていく問題かと思えます。以前にこういったゲリラ豪雨、集中豪雨の際にも質問をさせていただきました。地域においては浸水箇所がそういう箇所があるんですけども、それに対しての一定の工事もやっていただき、進んでいると思えます。そういった、していただいた経緯、効果、または今後の展開について、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者がおっしゃいました、以前にも浸水被害があったところの対策といたしまして、具体的に申しますと、並松地区におきましては、自治会の皆さま方と協議を行いながら、バイパス管を2本設置をいたしまして、水系を変更することなどによりまして、その後の被害は軽減をされてきたといった効果もあつたことが認められております。

しかしながら、昨日の8月25日でございますけれども、役場におきまして10分間に16.9ミリという雨量が観測をされるような集中豪雨もございました。こういったときには、並松の地域におきましても、また床下浸水が発生をしたといった事例がございますことから、完全な解決策には至っていないという状況でございます。

こういうふうに、完全な解決対策はまだできてないといったところでございますので、この問題に対処するために町といたしましても、現況水路や河川の改修とあわせまして、貯留施設等の洪水調節施設の整備にも積極的に取り組み、浸水対策を講じていくことといたしておきまして、平成24年度におきまして、まず、町内の水路現況調査を実施を

しております。現況の把握を行っておりまして、さらに平成26年度からは、ため池を利用いたしました貯留施設の整備を改めて進めてまいりたいと考えております。

今後、これらと並行いたしまして、対策が必要な地域におきまして、雨水貯留施設の整備など、有効な整備方法につきまして検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 浸水対策につきましては、あれから検討していただいて、並松地域ではある一定の効果ができて、進んでいると思います。

しかしながら、全体を見ますと、やはり今回のゲリラ、集中に対しましては、今後、抜本的な対策が必要と考えられます。町のほうもそれらをご承知いただいて、今回の貯留ということになったわけですけども。

今回、発生する大きな被害に対して、斑鳩町としては、ソフトまたはハード面において、やっぱり住民の命を守るための施策を最優先として、していただきたいことを要望をしておきます。

次に、3点目のがんの早期発見について。

現在の日本人の死因を見ると、3人に1人はがんにより亡くなっています。特に働き盛りの世代では、ほぼ半数が、がんにより死亡。また、がんになる確率は年を重ねるごとに高くなりますが、日本は長寿の国であるがゆえに国民の2人に1人は一生に一度は何らかのがんに罹患すると推定されています。

このように、がんは誰にでも起こり得る身近な病気であり、その対策は日本人の健康を守る戦いの最前線とも言えます。

また、平成18年に施行されたがん対策基本法には、国や地方公共団体、医療保険者や医師等の責務と並びに国民の責務が記されています。第6条「国民は、食生活、運動、その他の生活習慣の健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。」とあります。そのためには、がんにならない、すなわち予防の事です。がんになっても早期発見・早期治療に努めることが必要なことから、質問をさせていただきます。

まず、1点目のがん検診の状況について。

当町において、がんに対する住民への支援事業が実施されていますが、現状においてどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君）　まずは本町のがん検診についてでございます。

まず、子宮がん検診は20歳以上、胃がんと大腸がん検診は35歳以上、乳がん、肺がん検診は40歳以上、前立腺がんの検診は55歳以上を対象に、無料で実施をしているところでございます。

また、受診者の利便性を考慮いたしまして、子宮がんと乳がん検診につきましては、集団検診と個別検診を実施しているところでございます。

さらに、受診しやすい体制づくりといたしまして、胃がんと肺がん、あるいは乳がんと子宮がんのセット検診を行う一方で、受診率向上のために、子宮がん、乳がん、大腸がんの各検診につきましては、節目の年齢の方に対しましてがん検診手帳と検診無料クーポン券を送付するとともに、保健センターのサポーターの皆さまとともに、町内のスーパー、幼稚園などで街頭啓発を年2回行っております。

昨年の状況でございますけれども、延べ6,445人の方が受診されまして、がんと診断された方は、胃がんで2人、子宮がんで3人、乳がんで3人、肺がんで1人、大腸がんで2人、前立腺がんで4人となっている状況でございます。

○議長（中西和夫君）　11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君）　検診の状況につきましては、いろいろと努力をいただきまして、受診率も県または国よりは受診率は高いという状況も見られます。

しかしながら、今後、やっぱりこのがんによる死亡が多いと言われる中において、やはり受診率を高めるということが必要になってきますので、今後とも周知をお願いしたいと思います。

そこで、次に、特に胃がんに対しての、先ほども受診の率がございました。果たしてその率が高いのか低いのかというのは、今の説明がありました中においてはっきりしない状況かなとは思いますが、ただ、上がっているのかなとか思うんですけども。

今回、特に胃がんの早期発見のためのペプシノゲン検診というのがあるんですけども、これについて質問をさせていただきます。

がんの検診により早期発見・早期の治療が一番重要であるというのが認識されています。その中で、がんの中でもさまざまながんがあります。

特に、胃がん検診にペプシノゲン検診があります。これは、血液検査で血液中のペプシノゲンの量を測定し、胃がんを患う可能性のある人を見つけるための検診です。これらが早期発見につながることも大切なので、これについて、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 今、ご質問をいただいておりますペプシノゲン検査でございますが、血液検査によりまして胃の粘膜の老化度、萎縮度を調べて、胃がんになりやすい状態なのかどうかを検査するものでございます。これは、胃がんを直接見つけるための検査というものではないというふうに聞いております。

このペプシノゲン検査の有効性につきましては、ことし7月に出されました厚生労働省の研究班によります有効性評価による胃がん検診ガイドラインの中で、検診による死亡率減少効果の有無を判断する証拠がいまだ不十分であるということで、住民型検診には推奨しないとされているところでございます。

こういったことから、町といたしましては、現段階でこの検査の導入というのは考えてはおりませんが、今後、国におきまして、このペプシノゲン検査の有効性などが示され、推奨されるというような状況になってくれば、当然、導入についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長からの答弁でもありましたように、厚生労働省ではそういう見解があるということで、実際、しかしながら、ある自治体ではこれを取り入れているという現状もございまして、まだその不十分であるということもある中において、これからそれをまた町のほうが見ていただきたいと思っております。

私としては、その中において、これを少しでも胃がんに対する検査の負担を軽くするための1つの方法もあるということ。また一方では、やはり将来においてのがんの予防に対するあり方においても、今後こういう、まずはペプシノゲン検診というのはどういうものであるかということを検証していただいて、今後、また導入をしていただきたいと提案いたしまして、終わっておきます。

最後になりましたけれども、高齢者優待券について。高齢化に伴い豊かな老後を過ごすために生きがい活動の支援はますます重要となってきております。また、特に高齢者の社会生活の拡大と健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくために、当町では利用券、優待券を交付されております。

以前に、これについて質問をさせていただきました。同僚議員も今までから多くの方々が質問をされている。これはなぜなのか。これはやはり、我々議員が住民の方々の声を聞く中において、これだけじゃないんですけども、特にこの高齢者の優待券については、2つのあることについて喜ばれている面も確かにあります。それはそれで。だけ

ども、恐らく50%、半分ぐらい利用されていると。もうちょっと利用される内容になればなということで、選択肢をふやしていただきたいということで、平成23年3月に質問をさせていただきました。

その時に副町長に答弁いただいたと思うんですけども、今後検討していくということで言われてましたので、あれからまた1年半ちょっと経つわけですが、またその間においていろいろ住民からの要望を聞かせていただきまして、果たしてこれを早急にどういう形でしていただくのかということで、今回質問をさせていただきます。

前向きに検討するというので言われてましたので、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これも嶋田議員とかいろいろな同僚の議員さんが質問されてますように、副町長も答弁されてますように、検討をしておるわけですけども。できたら、来年度ぐらいからはI C O C Aに変えていきたいという気持ちもございます。というのは、I C O C Aは全部今使えますから、奈良交通も。

ただ1つ大きな問題は、今5,000円のやつを私はこの際に3,000円ぐらいでひとつご辛抱願えないかということでやっていかんと、5,000円といたら、もうかなりこれ予算的にも大分厳しいものですから。また、インフルエンザの関係等は無料でやっておりますし、そういうことで考えますと、一律そういうことで、ひとつI C O C Aに変えていきたい気持ちもございますし。

今、十分これはまた、副町長を初め検討をしていただいて、おおむね26年度からはI C O C Aで、そして料金的にちょっとこの際にひとつお願いをしたらと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、町長のほうからI C O C Aということで。以前から斑鳩のチケットとか、また、タクシーの券とか言われていました。いろいろと検討の中でI C O C Aということで言われてます。検討をいろいろされた中において、町長がそう言われてますので、いずれにいたしましても、この事業というのは、この事業の目的に沿った高齢者の方に利用しやすいように、また、それがすることによって多くの高齢者の方が喜んでいただける施策となるよう期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前11時06分 散会 ）